

令和6年度SDGs債発行支援事業補助金（トランジションボンド等）募集案内

1 事業の概要

東京都は、トランジションボンド等の発行を促進するため、発行時の負担軽減策の一環として、発行支援（外部レビューの付与）を行う事業に要する経費等に補助金を交付します。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、経済産業省が実施する温暖化対策促進事業費補助金（クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業）の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に限ります。

3 交付の対象

経済産業省補助金の対象となるもののうち、「トランジションボンド」及びトランジション要素を満たす「グリーンボンド」「サステナビリティ・リンク・ボンド」を発行しようとする事業者に対して発行支援を行う事業（以下「補助事業」という。）に係る経費において、都が認める経費を交付対象とします。

ただし、発行体等（以下「支援対象事業者」という。）は、都内に事務所もしくは事業所を有する企業等（ただし、独立行政法人、地方公共団体等を除く。）とします。

なお、令和6年度に新規に申請する補助事業を対象とし、令和5年度以前に交付決定を受けた案件は対象外とします。

4 補助対象の発行等支援業務とその費用

別途、令和6年度SDGs債発行支援事業補助金（トランジションボンド等）交付要綱の別紙に定めるものを対象とします。

5 補助率及び補助上限額

（1）補助率

補助対象と認められる経費の合計額の1/10（補助事業の対象となるトランジションボンド等が個人向けに発行される場合は、7/10）

※千円未満の端数は切り捨て

（2）補助上限額

1百万円（補助事業の対象となるトランジションボンド等が個人投資家向けに発行される場合は6百万円）

※本補助事業は予算の範囲内で実施するため、申請時の予算の執行状況によっては、希望に添えない場合があります。

6 公募期間

令和6年7月3日（水）～ 令和7年3月14日（金）

7 申請方法

（1）J グランツによる電子申請について

- ・J グランツは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。
- ・申請にあたっては、事前に gBizID の取得が必要となります。
- ・申込方法等、詳細につきましては gBizID 公式 HP をご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

その他ご質問等は、gBizID の事務局へお問合せください。

（2）J グランツを利用しない場合

以下事務局まで、必要書類を郵送してください。（必要書類については別紙参照）

<事務局>

東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室
戦略推進部 戦略事業推進課 国際金融都市担当
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎 14 階北側

8 注意事項

補助金の交付を受けた者は、名称、代表者名、補助内容等の公表について補助事業者、支援対象事業者に確認する場合があります。

Q&A

Q1) トランジションボンド「等」とあるが、トランジションボンド以外には何が対象に含まれますか？

経済産業省と同じく、トランジションボンドの他、トランジション要素を満たす「グリーンボンド」「サステナビリティ・リンク・ボンド」も含まれます。

Q2) 「都内に事業所や事務所が有無」はどのように確認するのでしょうか？

登記事項証明書等から判断させていただきます。

Q3) 今年度は新規・継続の両案件が対象でしょうか？

令和6年度は、今年度新たに経産省補助金の交付決定を受けた案件のみを対象とします。昨年度以前に開始された事業で、都から補助を受けた案件については対象外です。

Q4) 必要書類はなるべく写しを利用したいのですが？

申請者の皆様に事務負担を掛けないようにするために極力、都独自の書式を減らしています。

Q5) 発行体と補助金の申請者との契約は、都の補助金についての文言と金額反映は必要ですか？

経済産業省の補助金のみを反映した契約で問題はありません。ただし、交付申請の際に、都の補助金額相当分が当該資金調達支援業務の費用に充てられる旨を明記した誓約書をご提出いただきます。

Q6) 補助事業者として新たな審査、登録は必要でしょうか？

不要です。第三者評価業務を行う者として、一般社団法人低炭素投資促進機構が実施する「令和6年度クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業に係る指定外部評価機関の新規公募」にて指定された補助事業者様を対象としています。

Q7) 郵送での申請の場合は、押印は必要か。

写し以外の補助金交付申請書、実績報告書や精算払請求書に関しては必要となります。

Q8) フレームワーク策定の際の第三者評価費用も補助の対象になるのでしょうか。

経済産業省と同様、都でも補助対象としています。ただし、都の補助対象はトランジションボンド等だけとなり、ローンは対象外となることにご留意ください。また、ト

ランジションボンド等が3年以内に発行されなければ、補助金の返還が必要となります。

東京都へ提出する書類一覧

1 交付申請時

	区 分	機構に提出済の写し
☐	補助金交付申請書(様式第 1)	—
☐	交付決定通知書	○
☐	完了実績報告書	○
☐	交付額確定通知書	○
☐	経済産業省補助金の交付申請の際に提出した トランジション・ファイナンス等に関するフ レームワーク（写し）	○
☐	補助金対象費用及び補助金対象外費用の 計算書及び計算根拠となる資料	○
☐	経済産業省補助金の交付申請書及び案件概要 説明資料（写し）	○
☐	支援対象事業者の登記事項証明書(写し)	—
☐	補助事業者と支援対象事業者の間で締結され た補助事業に係る契約書 （特約又は覚書等の写しを含む。）	○
☐	その他都が必要と認めるもの（都の補助金額 相当分が当該資金調達支援業務の費用に充て られる旨を明記した誓約書など）	—

2 実績報告、補助金請求以降

	区 分	機構に提出済の写し
☐	完了実績報告書(様式第 10)	—
☐	精算払請求書(様式第 12)	—
☐	レポーティングに係る書類	○
☐	トランジションボンド等に係る対応の詳細が 分かる書類（資金供給者等への説明書類等）	○
☐	補助金相当額が支援対象事業者に支払われた ことが確認できる資料(写し)	—
☐	その他都が必要と認めるもの	—

※機構とは、経済産業省補助金の執行団体である一般社団法人低炭素投資促進機構を指す。

【手続きの流れ】

